

不当利得一覧表(被告P2関係)

	児童1番			児童2番			児童3番			児童4番			児童5番				
	種類	時間	時給	証拠	種類	時間	時給	証拠	種類	時間	時給	証拠	種類	時間	時給	証拠	
平成24年2月										身体介護	4	¥6,000	甲27の1				
平成24年3月										身体介護	4	¥6,000	甲27の2				
平成24年4月																	
平成24年5月										身体介護	8	¥12,000	甲27の4				
平成24年6月										身体介護	16	¥24,000	甲27の5				
平成24年7月										身体介護	16	¥24,000	甲27の6	家事援助	3	¥3,000	甲28の1
平成24年8月										身体介護	14	¥21,000	甲27の7				
平成24年9月										身体介護	18	¥27,000	甲27の8	家事援助	6	¥6,000	甲28の2
平成24年10月	移動支援	3	¥3,000	甲24の4						身体介護	16	¥24,000	甲27の9	家事援助	1.5	¥1,500	甲28の3
平成24年11月																	
平成24年12月										身体介護	18	¥27,000	甲27の10				
合計		3	¥3,000			20	¥20,000				8	¥8,000			10.5	¥10,500	

別紙

不当利得一覧表(P3関係)

	児童3番			児童4番		
	種類	時間	時給	種類	時間	時給
平成24年2月						
平成24年3月				身体介護	1	¥1,500
平成24年4月				身体介護	6	¥9,000
平成24年5月				身体介護	1	¥1,500
平成24年6月						
平成24年7月	家事援助	2.5	¥2,500	甲26	2	¥3,000
平成24年8月						
平成24年9月						
平成24年10月						
平成24年11月						
平成24年12月						
合計		2.5	¥2,500		10	¥15,000

実績記録票の記載と被告P2のタイムカードの記載との対照表

月日 (平成24年)	実績記録 票の記載	書証	タイムカードの記載		書証	原告の主張	備考
			出	退			
児童1番 移動支援(散歩)							
10月4日	17-18	甲24-4	9:44	18:17	甲75		
10月26日	17-18	甲24-4	9:35	18:53	甲75		
10月30日	17-18	甲24-4	9:37	18:05	甲75	サービス提供後5分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
児童2番 居宅介護(家事援助)							
7月14日	9-11	甲25-1	8:21	19:10	甲72		
7月23日	9-11	甲25-1	8:30	11:00	甲72	児童3番に対して9時までサービスを提供していたことになっているが、連続してサービスを提供することは不可能	タイムカードは手書き、タイムカードに「居宅」と明記
7月24日	9-11	甲25-1	8:19	18:11	甲72		
7月26日	9-11	甲25-1	8:39	18:03	甲72	児童3番に対して9時までサービスを提供していたことになっているが、連続してサービスを提供することは不可能	
7月30日	9-11	甲25-1	8:37	11:31	甲72	児童3番に対して9時までサービスを提供していたことになっているが、連続してサービスを提供することは不可能	
8月2日	9-11	甲25-2	8:40	18:52	甲73		
8月9日	9-11	甲25-2	8:39	18:17	甲73		
8月23日	9-11	甲25-2	8:31	18:06	甲73		
8月27日	9-11	甲25-2	8:39	18:39	甲73		
8月30日	9-11	甲25-2	甲73		タイムカードに記入なし
児童3番 居宅介護(家事援助)							
7月10日	19-20	甲26	9:30	18:17	甲72	タイムカードの打刻時刻とサービス提供終了時間が矛盾	タイムカードの出勤時間は手書き タイムカードは手書き、タイムカードに「居宅」と明記
7月23日	7:30-9	甲26	8:30	11:00	甲72	サービス中に出勤したことになっていないし、9時から児童2番へのサービスを提供することも不可能	
7月26日	7:30-9	甲26	8:39	18:03	甲72	サービス中に出勤したことになっているし、9時から児童2番へのサービスを提供することも不可能	
7月30日	7:30-9	甲26	8:37	11:31	甲72	サービス中に出勤したことになっているし、9時から児童2番へのサービスを提供することも不可能	
7月31日	9:30-11	甲26	8:53	18:20	甲72		
7月31日	19-20	甲26	8:53	18:20	甲72	タイムカードの打刻時刻とサービス提供終了時間が矛盾	
児童4番 居宅介護(身体介護)							
2月25日	17-19	甲27-1					タイムカードの証拠提出なし
2月29日	17-19	甲27-1					タイムカードの証拠提出なし
3月21日	17-19	甲27-2					タイムカードの証拠提出なし
3月28日	17-19	甲27-2					タイムカードの証拠提出なし
5月9日	17-19	甲27-4	甲71	出勤実態がない	タイムカードに記入なし
5月12日	17-19	甲27-4	9:32	18:00	甲71		
5月23日	17-19	甲27-4	9:00	19:04	甲71	サービス提供後4分以内にタイムカードを打刻することは不可能	タイムカードの出勤時間は手書き、「キャンにて会議の為」と明記

5月30日	17-19	甲27-4	9:41	19:05	甲71	サービス提供後5分以内にタイムカードを打刻することは不可能	タイムカードの証拠提出なし
6月2日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月6日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月9日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月13日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月20日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月23日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月27日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
6月30日	17-19	甲27-5					タイムカードの証拠提出なし
7月4日	17-19	甲27-6	9:52	19:13	甲72	サービス提供後13分以内にタイムカードを打刻することは不可能	タイムカードの証拠提出なし
7月7日	8-11	甲27-6	7:58	19:22	甲72	8時からサービス提供を開始することは不可能	
7月7日	17-19	甲27-6	7:58	19:22	甲72		
7月11日	17-19	甲27-6	9:50	19:26	甲72		
7月14日	17-19	甲27-6	8:21	19:10	甲72	サービス提供後10分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
7月18日	17-19	甲27-6	9:51	19:10	甲72	サービス提供後10分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
7月25日	17-19	甲27-6	8:44	19:08	甲72		
7月28日	17-18	甲27-6	8:40	18:19	甲72		
8月7日	17-19	甲27-7	8:36	19:13	甲73		
8月8日	17-19	甲27-7	8:43	19:15	甲73		
8月11日	17-19	甲27-7	9:39	18:51	甲73	タイムカードの打刻時刻とサービス提供終了時間が矛盾	
8月18日	17-19	甲27-7	8:49	19:07	甲73	サービス提供後7分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
8月22日	17-19	甲27-7	8:44	19:08	甲73	サービス提供後8分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
8月28日	17-19	甲27-7	8:53	19:08	甲73	サービス提供後8分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
8月29日	17-19	甲27-7	8:32	19:09	甲73	サービス提供後9分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
9月1日	17-19	甲27-8	8:42	19:07	甲74	サービス提供後7分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
9月4日	17-19	甲27-8	8:41	19:14	甲74		
9月5日	17-19	甲27-8	9:50	19:12	甲74		
9月8日	17-19	甲27-8	9:20	19:13	甲74		
9月12日	17-19	甲27-8	9:26	19:16	甲74		
9月15日	17-19	甲27-8	9:30	19:05	甲74	サービス提供後5分以内にタイムカードを打刻することは不可能	タイムカードの出勤時間は手書き
9月19日	17-19	甲27-8	9:31	19:16	甲74		
9月26日	17-19	甲27-8	9:05	19:08	甲74	サービス提供後8分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
9月29日	17-19	甲27-8	7:48	19:06	甲74	サービス提供後6分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
10月3日	17-19	甲27-9	9:23	19:10	甲75	サービス提供後10分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
10月9日	17-19	甲27-9	9:31	19:08	甲75	サービス提供後8分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
10月10日	17-19	甲27-9	9:21	19:07	甲75	サービス提供後7分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
10月13日	17-19	甲27-9	8:33	19:06	甲75	サービス提供後6分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
10月17日	17-19	甲27-9	9:34	19:00	甲75		タイムカードの退勤時間は手書き
10月20日	17-19	甲27-9	8:41	19:16	甲75		
10月24日	17-19	甲27-9	9:47	19:22	甲75		
10月31日	17-19	甲27-9	9:35	19:08	甲75	サービス提供後8分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
12月1日	17-19	甲27-10	9:03	19:08	甲76	サービス提供後8分以内にタイムカードを打刻することは不可能	
12月5日	18:30-20:30	甲27-10	9:31	20:01	甲76		

47

12月8日	17:15- 19:15	甲27-10	8:37	19:16	甲76		
12月12日	18:15- 19:15	甲27-10	9:55	19:46	甲76	甲27-10に2時間サービスを提供した旨記載されているが、それはミス	2時間サービスを提供了前提で身体介護 時給が支払われている
12月15日	18:30- 20:30	甲27-10	8:41	19:18	甲76		
12月18日	18-20	甲27-10	9:42	19:28	甲76		
12月19日	18:15- 20:15	甲27-10	9:38	19:27	甲76		
12月22日	17:30- 19:30	甲27-10	7:30	19:24	甲76	タイムカードの打刻時刻とサービス提供終了時間が矛盾	タイムカードの出勤時間は手書き
12月29日	18:30- 20:30	甲27-10	8:20	18:30	甲76	タイムカードの打刻時刻とサービス提供終了時間が矛盾	タイムカードの退勤時間は手書き
児童5番 居宅介護(家事援助)							
7月21日	9:30-11	甲28-1	8:30	18:39	甲72		
7月28日	9:30-11	甲28-1	8:40	18:19	甲72		
9月1日	9:30-11	甲28-2	8:42	19:07	甲74		
9月8日	9:30-11	甲28-2	9:20	19:13	甲74		
9月15日	9:30-11	甲28-2	9:30	19:05	甲74		
9月29日	9:30-11	甲28-2	7:48	19:06	甲74		タイムカードの出勤時間は手書き
10月3日	9:30-11	甲28-3	9:23	19:10	甲75		

88

※「実績記録票の記載」欄の数字はサービス提供時間(開始時間と終了時間)を表したものであり、例えば、「17」とは17時(午後5時)を意味し、「9:30」とは午前9時30分を意味している。